鳥取県大規模災害ボランティア活動応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条 の規定に基づき、鳥取県大規模災害ボランティア活動応援事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内外の大規模災害時において、県内の法人又は任意団体・グループ等(以下「団体等」という。)が被災地ニーズに沿ったボランティア活動を行う場合に要する経費を、クラウドファンディング型のふるさと納税による寄附金(以下「寄附金」という。)により支援することで、現地に直接出向くことのできない方等の被災地支援の思いを届けることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う別表第2欄に掲げる者に対し、集まった寄附金の額の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除き、千円未満の端数は切り捨てた額とする。)以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請及び実績報告の時期等)

- 第4条 本補助金の交付を受けようとする者は、本補助金の交付申請及び実績報告(以下「交付申請等」という。) を県が別途定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書及び規則第17条第1項の報告書は、様式第1号によるものとし、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 事業に要した経費に係る団体等宛の領収書等の写し
- (2) 団体等の規約、会則、定款等及び直近の役員名簿又は構成員リスト
- (3)活動の様子が分かる写真
- (4) その他県が必要と認める書類
- 3 規則第5条第1号及び第2号及び規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は不要とする。
- 4 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等)であるときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額の範囲内で交付申請及び実績報告をすることができる。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、寄附金の総額が確定した日から起算して30日が経過する日までの間に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 第1項の交付決定及び交付額の確定にあたり、集まった寄附金の総額が交付申請等の補助対象総額に満たない場合は、各交付申請等の額に応じて修正を加えるものとする。
- 4 補助事業者は、交付申請及び実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が 実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超える ときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県 に返還しなければならない。

(雑則)

第6条 この要綱の実施に関しては、規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年12月11日から施行し、令和6年度事業から適用する。

この要綱は、令和7年10月15日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表 1 補助事業の内容 一定規模以上の災害(※)により被害を受けた地域でのボランティア活動(県が別途 定める一定の期間内の活動に限る。) (対象活動例) ・避難所等での炊き出し ・家財搬出、がれき・土砂の撤去 ・専門的な技能等に基づく活動(重機や動力機材の活用による支援) ・その他、被災自治体等のニーズに応じた活動 ※被災市町村外からのボランティアを受け入れる「災害ボランティアセンター」が設 置又は設置が見込まれる災害で、被害の程度などを勘案して県が別途指定するもの 2 補助対象者 県内の法人又は3名以上(代表者の年齢が18歳以上)で構成される任意団体・グルー 3 補助対象経費 ボランティア活動に要する以下の経費 ・炊き出しに係る食材費 ・重機、機材借り上げ料 ・移動交通費、宿泊費(いずれも、職員の旅費等に関する条例(昭和 27 年鳥取県条例 第40号)に準じて算定した額とする。) ・その他活動に必要な直接経費等 ※ただし、「移動交通費」及び「宿泊費」については以下をもとに積算した額とする。 「移動交通費) 最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合の金額とする。なお、保有車 による陸路移動は移動距離1キロメートルにつき25円とする。 「宿泊費] 宿泊地ごとに以下の金額を上限とする。 宿泊地等 補助上限額 埼玉県、東京都、京都府 21,400 円 福岡県 20,400 円 千葉県 19,400 円 神奈川県、新潟県 18,400 円 香川県 17,400 円 熊本県 16,400 円 北海道、岐阜県、大阪府、広島県 15,400 円 山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県 14,400 円 青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈 13,400 円 良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県

宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛

岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県

車中泊など宿泊施設以外での泊まり(地域は不問)

福島県、鳥取県、山口県

媛県

12,400 円

11,400 円

10,400 円

2,400円

鳥取県大規模災害ボランティア活動応援事業補助金 交付申請書兼実績報告書

年 月 日

鳥取県知事 〇〇 〇〇 様

(甲請者)			
(〒 −)		
住 所			
団体等名			
代表者名			
電話番号	_	_	
(日中に連絡が	できる雷討	氏番号を御言	2入ください)

鳥取県大規模災害ボランティア活動応援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により申請するとともに、同規則第17条第1項により実績を報告します。 なお、交付決定後は、当該交付決定額を請求します。

1 活動地域	
2 活動区分	避難所等での炊き出しなど
(いずれかに())	家財搬出、がれき・土砂の撤去など
	重機や動力機材の活用による支援など
	その他、被災自治体等のニーズに応じた活動
	(その他の内容)
3 活動内容	(記載例)
(活動日ごとに具体的	○月○日 現地へ移動(移動経路:鳥取県○○市 ~ ○ ~ ○○県○○町ボランティアセンター)
に記載してください。)	○月○日 現地到着、○○活動〜従事 (宿泊:○○市)
	○月○日 現地へ移動、○○活動へ従事・
	○月○日 活動終了、鳥取へ移動(移動経路:○○県○○町 ~ ○ ~ 鳥取県○○市
4 活動による	
成果	
(活動前後の変化や被	
災地、被災者からの声	
など)	

5	算定基準額	算定基準額 円 (補助対象経費の総額)
	及び交付申	交付申請及び実績報告額
	請・実績報	
	告額	(内訳及び詳細等は別添活動経費内訳表のとおり)
6	消費税の取	(□一般課税事業者 □簡易課税事業者 □免税事業者
	り扱い	□特定収入割合が5%を超えている公益法人等 □仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)
	(いずれかに☑)	
7	添付書類	□ 事業に要した経費に係る団体等宛の領収書の写し
(添	付したものに☑)	□ 団体等の規約、会則、定款等及び直近の役員名簿もしくは構成員リスト
		□ 活動の様子が分かる写真

8 振込先

金融機関名	店舗名	(本店・支店・支所・出張所)
口座番号	預金種別	普通・当座・その他
(フリガナ)		
口座名義人※		

[※]団体等として管理する「団体等名の入った口座」を御用意ください。個人口座や申請団体等と異なる団体等の口座への振り込みは原則行いません。

 第
 号

 年
 月

 日

様

鳥取県知事 〇〇 〇〇 (公印省略)

鳥取県大規模災害ボランティア活動応援事業補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付けの申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県大規模災害ボランティア活動応援事業補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助対象は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

(1) 算定基準額 金

円

(2) 交付決定額 金

円

3 交付額の確定

本補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

- 4 精算払額 金 円
- 5 支払時期

年 月 日

鳥取県知事 〇〇 〇〇 様

申請者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

金 , 円

鳥取県大規模災害ボランティア活動応援事業補助金仕入控除税額確定報告書

	年	三月	E	3	第	号により交付決定のあった鳥取県大規模災害ボランティア活動応援事業補	胁金
(L)	下	「補助金	」とい	う。) (に係る	る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金交付要綱第5	5条第
4項	の規	記定に基	づき、	次の	とおり	り報告します。	

1	交付された補助金の額の確定額	金	,	円
2	消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕る	\控除 金	锐額 ,	円
3	補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額	金	,	円
4	補助金返還額(2から3の額を差し引いた額)			

- 5 添付資料
- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類 (別紙)
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表 (写し)

様式第3号 別紙(第5条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳
- (1)補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区	分	課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上対応分	共通対応分	非課税仕入れ	合計
経	000	000	000	000	000	000	000
費の	000	000	000	000	000	000	000
の内	000	000	000	000	000	000	000
訳							

- (2) 課税売上割合 ○○%
- (3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法